

檜原村に「産廃焼却処分場建設」反対！

新聞などの報道でご存知の方もいらっしゃるかもしれませんが、檜原村の秋川の上流部の「人里（へんぼり）地区」に周囲の自然とは明らかに不釣り合いな産業廃棄物焼却施設の建設が計画されています。

五日市駅頭での反対署名集め

この計画は檜原村外の武蔵村山市に本社がある比留間運送（株）がほとんどの住民たちに知らされないまま、東京都に対して今年3月1日に「一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設設置許可申請書」を提出したことで一般に明らかになりました。

その後、廃棄物処理と清掃に関する法律（廃掃法）により、4月19日～5月18日まで檜原村役場や多摩環境事務所で申請書の縦覧が行われましたが、焼却炉の規模は日量96トンもの産業廃棄物を武蔵村山市やその周辺で集めた産業を檜原村にトラックで運んで焼却するというものです。その産廃の量は年間で約3万5千トンにもなり檜原村住民が出す約40年分の一般廃棄物の量に当たります。しかも、緑の山々の景観を壊す焼却炉の煙突は45mにもなり、基準値内とは言ってもダイオキシン類や有害物資を含んだ煤煙を24時間365日まき散らすこととなります。建設予定地は都民の水源地の北秋川の清流の近くであります。産廃を満載してトラックが一日往復で74台も武蔵村山市から檜原街道を走ることになり、狭い山道での交通事故なども懸念されています。このように無謀な計画ですが、東京都は3月1日に申請を受理しているので、行政手続き条例によれば申請から180日営業日後の令和4年11月頃には東京都知事より設置許可が下りてしまう可能性があります。

さて、このようなことを知った地元の和田自治会が先頭を切って反対の声を上げて村議会に陳情を3月議会に提出、その陳情は採択されましたが陳情の内容は「反対住民がいることを東京都は理解をしてほしい」というような趣旨で、議会として反対表明するものではありませんでした。この背景には、村議会の中に賛成を表明した議員の存在や反対を明確に表明しない議員らの存在があったからです。そのような村議会のふらついた態度に住民は反対署名活動や武蔵村山市内で比留間運送本社に向けたデモ行進などで産廃反対の声を高めていきました。



反対署名の提出



武蔵村山市での反対デモ

以上の流れの中で、檜原村の産廃に明確に反対する議員有志が中心になって環境問題の専門家

の藤原寿和さんを講師にお願いして「第1回産廃焼却場の勉強会」をおこない、問題を感じた半田虎生弁護士も第2回の勉強会では法律的観点からの講師を引き受けていただきました。この間、反対する住民も数回にわたりチラシを村内にポスティングをおこない、同時に新聞折り込みなどで産廃事業の問題点を指摘した広報活動によって住民の間にも危機感が強くなって、7月9日には住民や各種団体が約100人参加して「檜原村の産廃施設に反対する連絡協議会」（以下、連絡協議会）が設立されました。この連絡協議会には顧問（敬称略）として止めようダイオキシン全国ネットの藤原寿和（環境）、さがみ法律事務所の半田虎生（法律）、学芸大学名誉教授の小泉武栄（地質・地形学）、早稲田大学講師の清水長正（防災地形学）が就任していただき、事務局体制も整備されました。現在、連絡協議会は会員（無料）を募集しています。今後、連絡協議会は寄付を主体に運営をすることとなっています。



現在 連絡協議会設立総会 住民の署名提出後の都庁での記者会見 にも

建設反対が全会一致で決議されました。8月19日には檜原村議会に事業者を招いて本会議場において第2回目の事業者説明が実施される予定です。

さらに、法的に設置が義務付けられている専門家会議（一般廃棄物及び産業廃棄物処理施設の設置許可申請に係る専門家会議）が7月27日にWEBで開催されましたが、8人の専門家からは事業計画や水問題について事業者の説明不足の事項が多々指摘され、8月中旬ごろには第2回専門家会議で直接事業者から質疑することになっています。又、9月中旬に開催予定の都議会には檜原村の産廃に反対する陳情が12件提出されて審議されることになっています。

以上、相変わらず余談を許さない状況ですが、日の出の森の関係者の皆様はじめ、檜原村の自然を愛する多くの人々のご協力を心からお願い申し上げます。

檜原村の産廃施設に反対する連絡協議会
 会長 吉本昂二
 檜原村和田1680
 <<文責>>
 事務局補佐 吉川 洋
 檜原村小沢3719 携帯090-4176-5421

- 多摩地域の有機フッ素化合物汚染を明らかにする会 連絡先：根木山幸夫 042-593-2885
 〒191-0033 日野市百草999-134-311 メール：y-negiyama@nifty.com